

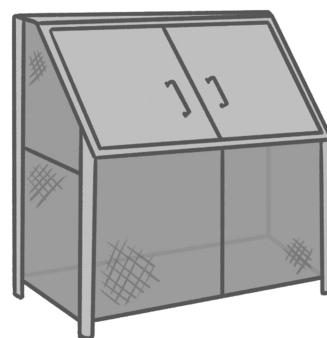
ごみ集積場の設置について支援を行っています

市では、清潔で住みよい地域社会づくりを推進するため、ごみ集積場を新たに設置または既設のごみ集積場の更新をされる自治会・町内会に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

【申請できる団体】

自治会・町内会

※宅地開発業者や共同住宅の管理会社は除きます。



【支援の内容】

〈補助対象経費〉

次の要件を満たすごみ集積場の設置または更新に要する経費に対して補助を行います。

※ただし、経費の合計額が100,000円未満の場合や、既存のごみ集積場の修繕については対象外です。

〈補助金の額〉

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）で、設置または更新を行うごみ集積場1か所につき100,000円が限度となります。

ただし、既設のごみ集積場の2か所を統合する場合は150,000円が限度、3か所以上を統合する場合は200,000円が限度となります。

〈補助の要件〉

- ① 周囲を3方以上囲う集積場（可燃ごみの集積場の用に供するときは、上部及び周囲4方を囲うもの）であって、風雨、鳥獣等によるごみの飛散を防止する構造・態様であるものを設置または更新するものであること。

※可燃ごみの集積場は、固定式または折りたたみ式のボックス型のものが望ましいです。

※不燃ごみや資源ごみの集積場はボックス型のほか、周囲3方を頑丈な素材で囲うものも補助対象となりますが、囲いが倒壊しないよう対策

をとってください。

※ごみの集積場以外の用途に使うことが可能なものは、対象外です。

- ② ごみの搬入・搬出及び除雪が円滑かつ容易に行える場所に設置するものであること。

※ごみ収集車が通り抜け可能な場所に設置してください。

※交差点から5メートル、バス停留所から10メートル以上離れている等、道路交通法等の法令に抵触しない場所に設置してください。

※ごみ集積場周辺の除雪がされていないと、ごみ収集車が通れないため収集ができません。

【事務手続きの流れ】

- (1) 補助金の申請前に必ず設置予定の内容について生活環境課と協議してください。協議が終わらずに設置または更新されたものは、補助の対象となりません。

- (2) 補助対象となるごみ集積場であることの協議が終わってから、ごみ集積場を設置、更新してください。設置後、必要書類を添付のうえ、ごみ集積場設置補助金交付申請書（新規のときは、併せてごみ集積場設置承認申請書）を提出してください。

〈ごみ集積場設置補助金交付申請書の添付書類〉

- ・事業実績書
- ・収支精算書
- ・位置図
- ・請求明細書及び領収書の写し
- ・完成写真

〈ごみ集積場設置承認申請書の添付書類〉

- ・位置図及び完成写真（補助金交付申請書に添付のため省略可）
- ・土地使用承諾書

- (3) 補助金の交付額が確定した後、ご指定の口座に振込みいたします。

その他ご不明な点は生活環境課までお問い合わせください。

【問合せ先】滑川市生活環境課 TEL：076-475-1374

mail：seikatsu@city.namerikawa.lg.jp